

令和 7 年度 港区民間事業者を活用した課外学習事業
協定にかかる細則（案）

大阪市（以下『甲』という。）及び株式会社〇〇〇〇（以下『乙』という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の各項目によって公正な協定にかかる細則を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

1 事業名称

港区民間事業者を活用した課外学習事業

2 事業目的

港区内の小学 5・6 年生を対象に、子どもの習熟度に応じた課外学習を実施することにより、基礎学力の向上及び学習習慣の定着を図ることを目的とする。

3 事業実施場所

乙が行う課外授業の会場は下記の施設を使用する。ただし、感染症の拡大等によりオンラインによる学習等を行う場合は、この限りではない。

- (1) 大阪市立築港小学校（大阪市港区築港 1 丁目 10 番 38 号）
2 階 なかよし教室③（空調有り）
部屋面積：約 58 平方メートル
- (2) 大阪市立南市岡小学校（大阪市港区南市岡 2 丁目 6 番 35 号）
1 階 多目的室（空調有り）
部屋面積：約 84 平方メートル
- (3) 大阪市立市岡小学校（大阪市港区市岡 3 丁目 2 番 24 号）
1 階 会議室（空調有り）
部屋面積：約 60 平方メートル
- (4) 大阪市立磯路小学校（大阪市港区磯路 3 丁目 7 番 7 号）
1 階 多目的室（空調有り）
部屋面積：約 130 平方メートル
- (5) 大阪市立三先小学校（大阪市港区三先 2 丁目 6 番 32 号）
2 階 児童会室（空調有り）
部屋面積：約 91 平方メートル

4 課外学習会開講期間

本事業の令和 7 年度開講の実施期間は、令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 会場の使用について

- (1) 乙は下記の条件の範囲内で各会場を使用する。ただし、学校行事等やむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合がある。

大阪市立築港小学校：水曜日の 14 時 30 分から 16 時 30 分のみ使用可能（開講準備時間含む）

○曜日の 15 時 30 分から 17 時 30 分のみ使用可能（開講準備時間含む）

大阪市立南市岡小学校：水曜日の 14 時 30 分から 16 時 30 分のみ使用可能（開講準備時間含む）

○曜日の 15 時 30 分から 17 時 30 分のみ使用可能（開講準備時間含む）

大阪市立市岡小学校：水曜日の14時30分から16時30分のみ使用可能（開講準備時間含む）
○曜日の15時30分から17時30分のみ使用可能（開講準備時間含む）
大阪市立磯路小学校：水・金曜日の14時30分から16時30分のみ使用可能
（開講準備時間含む）
大阪市立三先小学校：火・金曜日の15時30分から17時30分のみ使用可能
（開講準備時間含む）

- (2) 乙は、使用スケジュールについて、使用月の前月の15日までに、翌月のスケジュールを甲に報告し、必要に応じ甲と乙で日程について調整する。協定にて定めた工程表を作成している場合、詳細な日にちを指定しているものであれば、工程表による報告で可とする。
- (3) 本事業の協定の締結後に、会場のある施設における行事予定等により本事業実施期間において(1)の曜日・時間帯が変更になる可能性があるが、その場合は甲、乙、及び当該施設の管理者の三者で協議を行う。
- (4) 会場使用の例外について
乙が、入塾説明会や体験入塾募集などのイベントを実施する場合や、実施スケジュール外で課外学習を実施する場合については、甲に対して、その実施の40日前に協議を申し出なければならない。

6 会場の管理について

- (1) 日々の原状回復について
乙は、開講日ごとに、開講時間後に会場（通路等含む）の清掃を行い、開講前の状態への原状回復を行い、忘れ物やごみの放置などがないようにする。会場施設内では廃棄せず、ごみは都度持ち帰る。また、開講時間前に会場にあった忘れ物等については、部屋内に残しておき、実施後に速やかにその施設の管理者もしくは甲に連絡を入れること。
ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない（口頭による承諾を含む）。
- (2) 会場の施錠管理について
乙は、開講前は、各会場への入口の施錠管理を瑕疵なく行い、開講時間後は、速やかに原状回復を終えて施錠等を行い退所する。

7 事業の実施方針

乙は、学年及び受講者の習熟度に合わせた教材や課外学習により、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行う。

8 事業の内容

乙は、本細則7及び下記の(1)～(5)をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

- (1) 企画について
乙は、事業方針（別添のとおり）に基づき、子どもの習熟度に応じた課外学習事業を提案した内容に沿って誠実に履行する。
乙が実施する課外学習事業の内容は、文部科学省の「小学校学習指導要領（平成29年告示）」を指針としつつ、受講者の習熟度の分析を行った結果を反映させながら、習熟度に柔軟に対応させた指導内容とする。
- (2) 事業の実施・運営について
乙は、企画提案書にて掲げた事業内容に基づき、次のとおり運営を実施する。
・年度の計画表（スケジュール等）の作成については、年度当初に学校長と、学校行事の予定等を調整し、作成する。

- ・事業実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報取扱い方法等）を作成する。
- ・感染症の拡大等への対策を講じながら課外学習事業を実施する。なお、感染症予防対策にかかる経費については、乙の負担とする。

(3) 事業における受講者の保険について

乙は、受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入する。

(4) アンケートについて

乙は、受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と事業効果検証を実施する。アンケートは、事業開始前、実施終了頃の2回行い、内容や実施時期については、事前に甲と調整する。

乙は、アンケート実施ごとにすみやかに集計を行い、結果を甲に報告する。

(5) 事業の目標

乙は、参加者アンケートにおいて、「学校の勉強の理解度」に関する質問に対し、「十分理解できている」や「理解できている」と回答する割合の合計60%以上※の達成を目指す。

(※過去実績より算出した数値)

9 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、乙は甲と適宜調整を行う。ただし災害が発生した場合は、本細則「10 災害時における対応について」に従う。

(3) 乙は、毎月の実施内容について、翌月の10日までに月例報告書として甲に提出する。

(4) 乙は、本事業終了後は、10日以内に、収支明細（企画提案における経費内訳書と同じ様式とする）及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出する。

10 災害時における対応について

災害発生時においては、乙は、当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、すみやかに甲に連絡し、対応を調整する。

災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するか否かの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になりしだいすみやかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

11 貸与品について

(1) 甲が乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）については、別紙貸与物品一覧表のとおりとする。

(2) 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理する。

(3) 乙は、事業の完了、本細則の変更等により貸与品等を必要としなくなった場合は、甲にすみやかに返還する。

(4) 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。

また、当該代替品については、その機能等について甲が精査を行い、その結果、瑕疵が発見された場合はその修補もしくは交換を請求することが出来る。

12 個人情報の取扱い

乙は、下記の(1)～(12)をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全

てのデータ（以下「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失等（以下『漏えい等』という。）が生じないように事業を実施する。

- (1) 乙は、個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。ただし、甲の書面による承諾があればこの限りではない。
- (2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理する。
- (3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。
- (4) 乙は、記録媒体等について、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。
- (5) 乙は、オンライン学習等を実施する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築するよう努める。
また、甲及び乙は、本事業従事者がSNS等において受講者等の個人情報等が流出しないよう、特に留意すること。本事業従事者と受講者との間でSNSに関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き、一切行わない。
- (6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。
- (7) 乙は、自己の事業従事者その他関係人について、(1)～(6)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。
- (8) 乙は、個人情報等の他、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (9) (1)～(8)に定めた内容は、この協定が解消した後もしくは有効期間が満了した後においても、同様とする。
- (10) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができる。
- (11) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りでない。
- (12) (11)ただし書に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理すること。

13 個人情報等の保護状況に関する検査の実施

- (1) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。
- (2) 乙は、甲の立入検査の実施に協力する。
- (3) (1)の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができる。

14 個人情報の安全管理義務違反に対する措置等

- (1) 甲は、乙がこの協定に基づく業務に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又は

この協定に基づく乙の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、乙に対し行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- (2) 甲は、事業に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

15 受講者の募集

- (1) 募集チラシ等の広報物を作成する場合は、その作成内容・配布方法については事前に甲と調整を行う。
- (2) 乙は、電話での申込受付等の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講者を募集する。また、募集の前に手法・期間について、甲と調整する。
- (3) 乙は、受講者又はその保護者に対し、本事業外で実施されている塾事業や学習会等の学習指導事業（乙以外が経営しているものも含む）へ能動的に勧誘することを一切禁止する。ただし、事前に甲と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りではない。

前述の能動的に勧誘することとは、乙が受講者又はその保護者に対し、本事業外での塾事業や課外授業等の学習指導事業へ積極的に勧誘することを表している。受講者又はその保護者からの学習指導にかかる相談に応じて本事業外での学習指導事業を紹介することについては、相談者がその取捨選択について決定でき、かつ心理的な圧迫感を伴わないものである限り、能動的な勧誘とみなさない。

16 受講料の取扱いについて

- (1) 乙は、受講料月額10,000円（税込）の範囲内で可能な限りの指導内容を構築して本事業を実施する。
- (2) 乙は、受講者からの「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）による受講料の支払を可能とすること。

17 年間スケジュールについて

事業にかかる年間スケジュールについては、別紙のとおりとする。

18 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害（本細則「19 第三者に及ぼした損害（1）（2）（3）」に定める損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

19 第三者に及ぼした損害

- (1) 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害については（3）に定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- (2) （1）の定めにかかわらず、（1）にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三

者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。

ただし、事業を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- (4) (1)(2)(3)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

20 光熱費の負担について

- (1) 協定書及び本細則における光熱費とは、本細則「3 事業実施場所」に定める会場を使用する際に生じる照明及び空調機器の使用時間に応じた光熱費相当分の費用とする。
- (2) 光熱費の負担について、乙は、事業実施場所を使用した時間に応じた光熱費相当分を負担する。
- (3) 乙が負担すべき光熱費の算定については、甲が指定した方法により積算する。
- (4) 乙が(1)の請求に応じず指定の納入期限までに支払わなかった場合には、甲は地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第240条の規定により督促等必要な措置を行うことができる。
- (5) 乙が(1)の請求において指定した期限までに納付しないときは、甲は、乙に対し、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、当該請求額につき大阪市財産条例（昭和39年3月19日条例第8号）第11条及び第23条の規定に基づく延滞損害金を請求することができる。

21 細則の有効期間

本細則にて定める全ての事項については、令和8年3月31日まで有効とする。ただし、協定書の実施期間が変更された場合、当該変更の実施期間の末日まで有効とする。

22 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、決定する。

本細則の締結を証するため、細則書面2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 大阪市協定担当者 港区長 山口 照美 印

乙 住所
事業者名
代表者名 印